

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.2002
平成20年2月発行

今月の
トピック

自動化ゲートの運用について

～法務省入国管理局

困りごと無料相談会
開催日程
(随時追加予定)

出入国手続の利便性を高めるために、成田空港に自動化ゲートが設置されました。

1 利用希望者登録

- 登録に必要なもの ～有効な旅券、自動化ゲート利用希望者登録申請書(外国人は再入国許可)
- 登録場所 ～東京入国管理局、東京入国管理局成田空港支局(第1及び2ターミナル)
- 登録手続 ～申請書・旅券を提出し、両手ひとさし指の指紋を提供(外国人は顔写真も)
当日からゲート利用開始

2 留意点

- 登録期限 ～旅券の有効期限まで登録は有効。外国人は再入国許可期限のいずれか早い日
- 登録制限 ～指紋の登録提供ができない場合など、登録ができない場合があります
- 登録情報の利用・提供 ～登録時に提供のあった情報は、法の規定により個人情報として扱われます
- 登録の抹消 ～登録抹消希望者は、申請書を提出。提供された指紋情報等も消去されます
※自動化ゲートを利用した場合、原則旅券上に入出国記録(スタンプ)は残りません。

3月20日(木) 9:00～17:30

志木市民会館

3月29日(土) 9:00～17:30

和光市白子コミュニティーセンター

4月13日(日) 9:00～16:30

朝霞市仲町市民センター

4月20日(日) 9:00～17:30

富士見市民文化会館

5月18日(日) 9:00～16:30

新座市民会館

「相続・遺言」の出張
勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会
出張開催いたします

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

東武会
“今月の重点活動”

★ 建設業許可更新
キャンペーン
好評実施中! ★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

なるほど!
行政書士
「全国の住民票1枚から」

農地を買って
家を建てよう!
土地も安いし
庭で家庭菜園。
でも、良いのかな?
「農地の転用」
相談・許可申請
これも業務です。

専 門 業 務 部 通 信

<環境部門>

<陸運・公安部門>

<地域情報>

～廃棄物実績報告書～

提出の時期になりました!
準備はお済みですか?

特別管理産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理状況について前年度分(4月～3月)をまとめ、毎年6月30日までに都道府県知事等の報告しなければならぬ、とされています。

【報告対象期間】

平成19年4月～平成20年3月

【報告期限】

平成20年6月末日

遺失物法改正

改正遺失物法が昨年12月より施行されています。どのように変わったか、改めて見てみましょう。

- 拾得物に関する情報を集約し、インターネットにより公開
- 所有権移転期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮
- 傘などの大量・安価な物件などは2週間以内に返却できない場合、売却などの処分が可能
- 犬、猫については遺失物法の適用外
- カードや携帯電話など個人の一身に専属する権利や個人の秘密、個人情報などが記録された電磁的記録や文書等については拾得者が所有権を取得しない
- 鉄道事業者など取り扱う拾得物が多数に上り、これを適切に保管できる施設占有者は、警察署長に届け出れば高額な物件を除き物件の提出を免除→物件の売却が可能

不動産の公売が実施されます

～新座市～

公売日時 平成20年2月26日

売却決定日時 平成20年3月4日

公売会場 新座市役所第2庁舎4階会議室2

物件情報

売却区分番号 19-10

種別 土地付建物

見積金額 4,925万円

公売保証金 493万円

所在地 神奈川県横浜市青葉区美しが丘西2-30-15

面積 土地:223.45㎡ 建物:176.17㎡

地目 宅地

築年月 平成14年5月

詳細は 新座市納税課まで

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より 当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております

Q 事情があり、70歳を過ぎてから賃貸住宅を探すことになりました。相応の預金も年金収入もありますが、不動産屋さんで探しても高齢を理由として貸してもらえません。何か良い方法はないでしょうか?

A 一般の民間賃貸住宅は高齢の方に部屋を貸したくない傾向があります。特に高齢者の単独居住の場合、非常に難しいのが現実です。大家さん側に「高齢者=病気ちや、収入が不安定、失火の不安がある」という先入観がある場合が多いようです。ご相談者の場合もご高齢であることを理由としてその様な先入観を持たれたのかも知れません。このような場合に、もし収入があるお子様がいらっしゃるならそのお子様名義で申し込む、という方法もあります。当然ながらお子様の了解を得られることが前提です、実際に居住するのはご相談者ですから大家さんにも事情を了解してもらう必要はありますが、ご相談者本人で申し込むよりも貸してもらいやすいケースもあるようです。そのほか、「高齢者向け住宅」を提供しているところが公営・民間共にあります。最近はいわゆる「老人ホーム」ではなく、ある程度の医療・救急体制を整えた高齢者向け住宅が増加していますので、ご相談者の場合はそのような住宅を扱っている不動産業者を探した方がよいかも知れません。ただし、最近の高齢者住宅は家賃の支払い方法が複雑な場合が多いので注意が必要です。通常の敷金・礼金・家賃ではなく、相応の一時金(償却保証金)と前払い賃料、それに生命保険加入が付いている場合もあります。

行政書士ネットワーク東武会

事務局の
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。